

富士宮市立富丘小学校における「学校いじめ防止基本方針」

いじめは、将来にわたってその子供の内面を深く傷つけるものであり、子供の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、どのような理由があっても許されない行為です。しかしながら、いじめを背景とした子供の生命や心身に危険が生じる重大な事案が全国各地で後を絶ちません。

平成25年9月には、社会全体でいじめ問題に対処するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力しながらいじめの問題に対峙していくことが必要です。

本校においては、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうる」という基本認識と人権尊重の理念に基づき、「富丘小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。富丘小学校のすべての子供が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめが起きにくく、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土を築いていきます。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、子供・保護者・教職員・地域住民等、すべてがいじめについての基本的な考えを共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

(1) いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している子供に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じているものです。

具体的には次のような行為です。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品や持ち物をたかられる。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・睨まれたり、陰口を言われたりする。

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必

要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側もいじめる側も経験する傾向があります。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や校外活動等の所属する集団において、規則が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする子供がいるなど、「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが大切です。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

学校は、いじめ防止等の中核となる常設の組織を置きます。

・構成員は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭などです。

必要に応じて学級担任や関係職員、PTA 会長を追加した

り、心理や福祉の専門家、その他外部専門家（スクールロイヤー・富士宮警察署）に協力を求めたりして対応します。

・また、PTA 常任委員会等において、保護者からの情報を収集します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 子供に対しても、朝礼・全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。

(2) いじめが起りにくい集団をつくります

- 教職員は子供理解を深め、子供との信頼関係を基盤として、いじめが起りにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・「人間関係づくりプログラム」を活用し、子供たちの人間関係を保護者と共有します。
- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに取り組み、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・学年集会やロング昼休み等に学級遊びを行います。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、すべての子供が参

加・活躍できる授業を行うよう努めます。

(3) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・「コミュニケーションタイム」を帰りの会で実施し、日頃、子供が困っていること、悩んでいることをクラスみんなに考えてもらう機会を設けます。
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・年1回道徳の一斉授業参観を行います。
 - ・「学校だより けやき」に道徳の授業の実践を載せていきます。
- 学級活動、委員会・児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・あいさつ運動、あいさつリーダー、あいさつプラス1等を全校で1年を通して取り組みます。
- いじめ「0」月間を設定します。
 - ・各委員会でいじめ防止のための活動をします。

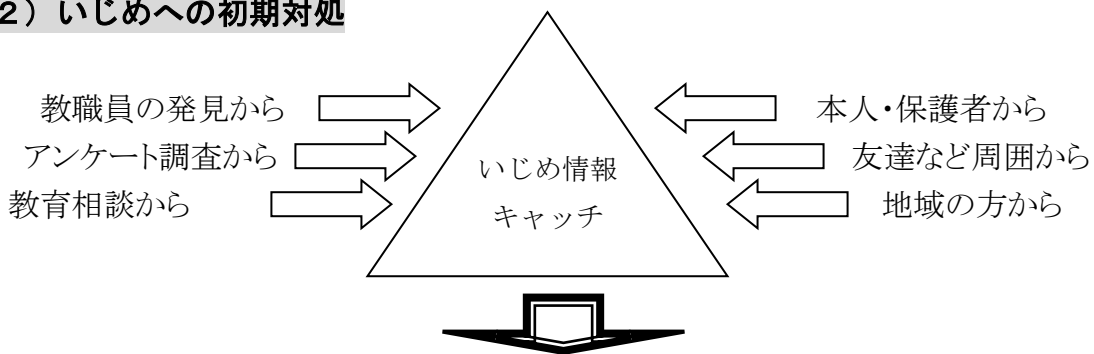
3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子供についての情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
 - ・年3回のいじめ実態アンケート、隔月のSOS調査カードを実施します。
 - ・毎月の教育相談週間、カウンセラーによる子供、保護者の面談を実施します。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、子供及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
 - ・「不登校、いじめ対策委員会」を設置し、月一度話し合いをもち、情報交換や具体的解決策を立てていきます。
- 被害を受けた子供、及び、いじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- 害を加えた子供に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、

人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

(2) いじめへの初期対応



問題を個人で考えずに、直ちに管理職へ報告・職員間で共有
組織的な対応 いじめ防止対策委員会などを中心に

正確な実態の把握

- 当事者双方、周りの子供から聞きとり、記録する。
- 個別に、別室で、同時に(いつ・誰が・どこで・何を・どうした)

指導体制・方針決定

市教育委員会
報告・相談・協力要請

支援・支持・調査

- 指導のねらいを明確にする。
(いじめであるなしに関わらず、関係している子供に対して指導・支援を実行する)
- すべての教職員の共通理解を図ると共に、対応する教職員の役割分担を行う。

子供への指導・支援

- ◎子供の心配や不安を取り除き、安心して学校生活を送るための指導・支援をする。
- 子供の安全確保と心のケアをする。
- 子供へ相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を行い、「いじめは決して許せない行為である」という人権意識をもたせる。
- いじめが起きた集団への適切な働きかけを行う。(一人一人に自分の問題として考えさせる指導など)

保護者との連携

- ◎子供の心配や不安を取り除くため、また、子供へ適切な指導・支援を行うための支援を話し合う。
- 直接、保護者へ説明する。
- 保護者の話を丁寧に受け止め、今後の連携方法などの具体的な対策を話し合う。
- 随時、指導などの経過報告を行う。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、学校ホームページ等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
子供には情報モラル学習、保護者を対象にした情報モラルの研修会を行い、啓発していきます。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子供、**教職員**の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

令和4年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富丘小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	子供	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○	○	学級開きのエンカウンター	学級活動
		○		人間関係づくりプログラム、スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
		○		あいさつ運動(あいさつプラス1)あいさつリーダー、よいこと見つけカード(通年を通した活動)	特別活動
5		○		SOS 調査カード、 教育相談週間	朝の会等
	○			学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議
		○		学年行事における構え 全体指導	特別活動 学級活動
		○		運動会を通してのクラス作り	学級活動
6		○		人間関係づくりプログラム、スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
		○		教育相談週間	朝の会等
		○		いじめ実態アンケート・面談・アンケート後、児童との面談	放課後、休み時間
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
7		○	○	情報モラル学習(4・5・6年生)	学級活動
		○		SOS 調査カード、 教育相談週間	朝の会等
		○	○	学校評価保護者・児童アンケート	
			○	個々面談で情報交換(児童理解)	保護者面談

	○		アンケート集約		
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
8	○			アンケート分析	
				SOS 調査カード、 教育相談週間	朝の会等
	○			1学期評価から、計画の修正及び追加・削除	職員会議
9		○		フリー集会 児童会による集会(全校の児童が仲良くなる機会作り)	
	○	○		いじめ「0」月間	
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
10		○		SOS 調査カード	朝の会等
			○	道徳の授業参観	授業参観・懇談会
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
		○		教育相談週間	朝の会等
		○		いじめ実態アンケート・アンケート後、児童との面談	放課後、休み時間
11			○	学校評価保護者アンケート	
			○	人間関係づくりプログラム	学級活動
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
		○		SOS 調査カード、 教育相談週間	朝の会等
			○	学校評価児童アンケート	
12		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
			○	情報モラル学習(4・5・6年生)	学級活動又は学年
	○			アンケート集約・分析	
		○		SOS 調査カード、 教育相談週間	朝の会等
1	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
			○	学校評価結果報告・説明	学校評価だより
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
		○		教育相談週間	朝の会等
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート・アンケート後児童との面談	
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間
		○		SOS 調査カード、 教育相談週間	朝の会等
3	○			アンケート集約・分析	
		○	○	スクールカウンセラー面談	放課後、休み時間

参考資料

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・いじめの防止などのための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)
- ・静岡県いじめ対応マニュアル(平成25年静岡県・市町教育委員会代表者発行)
- ・生徒指導リーフシリーズ(平成24年国立教育政策研究所発行)